

# 鹿児島県地球温暖化対策推進条例の基本体系図

## 【目的】

- ◇県、事業者及び県民等の責務、取組の方向づけ
- ◇地球温暖化対策の推進
- ◇県民の健康で文化的な生活の確保

## 【温室効果ガスの削減目標】

- ◇温室効果ガスの削減目標を地球温暖化対策実行計画において設定(平成23年3月策定)

## 【取組主体別の責務】

連携・協働

### 《県》

- ・地球温暖化対策の推進  
市町村、事業者、県民、  
環境保全活動団体との  
連携・協働

### 《事業者》

- ・事業活動に伴う  
温室効果ガスの  
排出抑制等

### 《県民》

- ・日常生活におけ  
る温室効果ガス  
の排出抑制等

### 《環境保全活動団体》

- ・環境保全活動にお  
ける温室効果ガス  
の排出抑制等

### 《一時滞在者》

- ・県が実施する  
温暖化対策へ  
の協力

## 【温暖化対策に係る総合的な計画】

- ◇地球温暖化対策実行計画の策定

- ◇地球温暖化対策の実施状況の公表

## 【分野別対策】

### ◇県による地球温暖化対策

- ・温室効果ガス排出の抑制に関する取組
- ・温室効果ガス吸収作用の保全等に関する取組
- ・最新の情報把握及び温暖化対策に効果的な調査研究に関する取組
- ・環境教育・環境学習の推進
- ・カーボンオフセットの仕組みの普及

### ◇建築物に係る地球温暖化対策

- ◆県
  - ・建築物温暖化対策指針の策定
- ◆特定建築主
  - ・温暖化対策のための計画作成・提出
- ◆建築物販売事業者等
  - ・建築物に係る温暖化対策に関する情報の提供・説明

### ◇事業活動に係る地球温暖化対策

- ◆事業者
  - ・環境マネジメントシステムの導入・運用
  - ・廃棄物の発生の抑制、再使用・再生利用等
  - ・温室効果ガスの排出量の把握  
(特定事業者等)
  - ・温室効果ガスの排出抑制等に係る計画、報告書の作成・提出

### ◇自動車に係る地球温暖化対策

- ◆県民等
  - ・公共交通機関等の利用
  - ・温室効果ガスの排出量がより少ない自動車の購入
  - ・エコドライブ等の推進
- ◆事業者
  - ・公共交通機関等の利用
- ◆自動車販売業者
  - ・新車販売の際の温室効果ガス排出量等の説明
- ◆県
  - ・公共交通機関等の利用促進

### ◇農林水産業に係る地球温暖化対策

- ◆農林水産業を営むもの
  - ・温室効果ガスの排出の抑制に配慮した生産活動
- ◆事業者、県民等
  - ・森林の機能に関する理解及び森林の適切な保全・整備
- ◆県
  - ・森林整備等の推進及び温室効果ガスの吸収量の認証

### ◇再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策

- ◆事業者、県民等
  - ・再生可能エネルギーの優先的な利用
- ◆県
  - ・地域特性に応じた実用化に関する情報収集・提供

### ◇日常生活等に係る地球温暖化対策

- ◆県民等
  - ・廃棄物の発生の抑制、再使用・再生利用等
  - ・地産地消の推進
  - ・環境物品の購入等
  - ・温室効果ガスの排出量がより少ない電気機器等の利用
- ◆電気機器販売事業者
  - ・特定電気機器等への省エネルギー性能の情報表示・説明

### ◇低炭素社会の先進的な地域づくりの推進

- ◆県
  - ・屋久島における温暖化対策の積極的な推進

## 【県による公表・表彰等】

- ・温室効果ガスの排出抑制等に積極的に取り組んでいる者を公表
- ・地球温暖化対策に積極的に取り組む者を表彰

## 【実効性の確保等】

報告等  
・計画書等の作成、  
報告

勧告  
・未提出の場合等  
の勧告

公表  
・勧告に従わない場合の公表